

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会

第2回

資 料

平成20年5月12日

水産庁沿岸沖合課 遊漁・海面利用室

遊漁船業の適正化に関する法律の見直しに係る意見等

(平成16年～19年ブロック会議等及び都道府県に対する施行状況の照会等及び検討会委員の意見から)

法律条項	番号	都道府県や遊漁関係者等からの意見
登録制度全般	1	現行法により遊漁は振興されていない。規制は最小限にすべき。
	2	現行法は概ね適当であり、大きな見直しは必要ない。
	3	法律を改正するのなら、遵法者に利益をもたらすような改正をすべき。
	4	国土交通省は旅客船等に対し、平成18年10月に「運輸安全マネジメント」を制度化している。遊漁船業も同様の性格を有しており、安全対策に相応の措置が必要。(増田)
	5	規制か緩和か検討を進める上で安全は厳しくするなど、制度の方向を決めるべき。(宮澤)
3条(遊漁船業者の登録)	6	営業所を管轄する都道府県に登録するのではなく、案内する漁場を管轄する都道府県への登録にすべき。(3件)
	7	料金を取っているにもかかわらず、遊漁船業者登録をしていないプレジャーボートを規制すべきである。
	8	実際の遊漁船業者は、登録数より多いのではないのか。登録すべき船はもっとあるはず。(野口) 本来登録すべきと考えられるPBを登録させるべき(来田)
4条(登録の申請)	9	同じ地区に係留地と営業所を置くことを登録申請の条件としてはどうか。
	10	係留場所については、係留地を管理する者の許可が取れているかの証明を添付させた方がよい。
	11	登録審査の時点で適切な保険加入の指導ができるよう、登録申請書(変更届出書)に瀬渡し業務の有無のチェック欄を設けてはどうか。(2件)
	12	登録審査の際、地元の漁協や漁業者の同意書の添付を義務づけてはどうか。
	13	登録要件として遊漁船業務主任者講習の受講を義務付け、遊漁船業に関する知識や能力等を高めることとしてはどうか。
	14	登録手続きに審査員制度など第三者によるチェック機能を導入してはどうか。
	15	登録簿の遊漁船業務主任者の項目に、遊漁船業務主任者講習に係る有効期限の記載欄を設け、資格の有無を確認することとしてはどうか。
	16	登録申請時に何らかの団体に所属することを必須として明示させることが必要。(増田)
5条(登録の実施)		
6条(登録の拒否)	17	法第19条の処分を受けると2年間登録を受けることができないが、登録後3年以降に処分を受けた者は、登録の更新を拒否されるのに対し、登録後3年までに処分を受けた者は登録更新となるのは不公平である。(2件)
	18	漁業法違反を犯すと遊漁船業法上の行政処分及び登録拒否要件の対象となるが、漁業兼業者からの反発が強い。第6条第1項第5号から漁業法に関する部分は除くべき。
	19	第6条第1項で登録を拒否しなければならない規定のうち、犯罪履歴に関する第4号及び5号の規定を設ける必要性の有無や、司法処分の基準(刑の軽重)が適当であるか検討必要。

	20	第6条第1項各号に該当しないことの確認は、登録申請時の誓約書により行っているが、実効性に乏しい。
	21	第5号の関係法令のうち漁業法や漁業調整規則などに係る違反情報を得易い部署が遊漁船業者登録事務を兼務している場合が多い現状で、他の法令違反との間で不均衡が生ずる。
	22	漁業関係法令や地域ルール、海難に対する意識に乏しい者が登録されている。登録審査基準を厳しくするべきである。
	23	第6条第1項第5号に刑法第129条(業務上過失往來危険)、第211条(業務上過失致死傷)を加えるべきではないか。(増田)
	24	〈損害賠償の措置〉 長期間営業をしない遊漁船業者の損害賠償保険等の加入について、遊漁船業者の経費の節減のため「休業」を規定して、営業しない期間の損害賠償保険等の加入義務をはずすことはできないか。(6件)
	25	損害賠償の措置に関して、現在は民間保険、共水連、漁船保険で保険加入の加入条件や金額に大きな差があるので、自動車の自賠責保険のように、定額でどこの保険会社でも対応ができるようにすべき。
	26	遊漁船業者の保険加入が法律で規定されているのだから、国は遊漁船業者が最低限の保険に加入できるように支援すべき。
	27	漁船保険に対しては国が補助金を出しているのだから、遊漁船についても同様に支援すべき。
	28	団体保険のメリットが制度化されていない。
	29	海上で遊漁船と他船が衝突した場合に備え、相手船搭乗者に対する損害賠償措置(対人賠償)を規定してはどうか。
	30	瀬渡し後の損害賠償措置の基準を明記すべきである。(2件)
	31	保険の更新忘れ防止には、保険会社から通知できないか。(竹内)
7条(変更の届出)	32	遊漁船の名称だけではなく、使用船舶や旅客定員の変更の場合も届出の対象とすべき。
	33	保険期間(1年)と登録期間(5年)が異なるため、保険を更新しても変更届を忘れていた者がいる。双方の期間にずれが生じないようにするべきではないか。(2件)
	34	遊漁船や遊漁船業務主任者の変更について、届出があるまで30日以内の営業実態が把握できないのは管理上問題である。変更後、直ちに届け出るようにすべきである。
	35	登録してから遊漁船を転売し、船を変更し同船名場合の変更の届出がされない。(下川)
	36	保険期間(1年)と登録期間(5年)が異なるため、届出制の感覚の者は2年目に保険の更新の変更届を忘れていた者がいる。(下川、野口)
8条(遊漁船業者登録簿の閲覧)	37	登録簿の閲覧を容易にするため、一部の県で導入されている県ホームページへの登録簿の掲載を全国的に広めるべき。(2件)
	38	登録簿の閲覧を容易にするため、一部の県で導入されている県ホームページへの登録簿の掲載を全国的に広めるべき。(野口)
9条(廃業等の届出)	39	廃業届は、様式上、届出者の押印が必要であるが、添付書類が不要であるので、電子申請に対応できるようにするべき。

10条(登録の抹消)	40	遊漁船業者登録を受けた者が所在不明となった場合、一定の期間が経過すれば登録の効力が失われ、登録庁が登録を抹消することができる規定を追加すべき。所在不明となった業者を存否不明のまま放置した場合、登録庁の不作为の瑕疵が問われる可能性がある。
11条(業務規程)	41	業務規程を登録申請書の添付書類とすべき。業務規程は利用者の安全や漁場の適正な利用を図るための意思確認を行う上で非常に重要であるため、登録申請の段階で審査すべき。
	42	業務規程について、適法でない場所への係留や立入禁止の防波堤等へ渡す記載があっても受理しなければならないのはトラブルの元であり、改善を求める。
	43	業務規程の届出及び変更届出の様式が規定されておらず、届出及び変更届出の書き方がわかりづらい。
	44	業務規程の遵守の実効性がどのようにしたら図られるか考えるべきである。
	45	業務規程を登録申請書の添付書類とすべき。内容に不備な規定は登録拒否とすべき。業務規程に反する行為があった場合は、登録の取消等が可能なものとすべき。罰則も設けるべき。(増田)
	46	業務規程の遵守の観点から出航中止基準の作成にあたっては、1人での作成とせず、団体で作成することとし、組織化を促進するべき。(下川)
	47	遊漁船業を分類し、それぞれの安全基準を定めた業務規定を求める必要がある。(来田)
	48	遊漁船でのライフジャケット着用を義務付けるべきである。(2件)
	49	遊漁船でライフジャケット着用を義務付けをするべきとの意見があるが、利用者の安全についてはあくまで業務規程で対処すべきである。
	50	遊漁船でのライフジャケット着用を義務付けるべきである。(増田、来田、下川)
12条(遊漁船業務主任者)	51	<免許制度> 遊漁船業務主任者の大半は、遊漁船の船長が兼ねている実態から、操縦士免許の新たな区分として「特定遊漁船」を創設し遊漁船業務主任者講習を廃止してはどうか。または、遊漁船業務主任者講習を遊漁船船長講習とし、講習の内容から、特定免許との重複部分を削除したのに見直す等、業者の負担の軽減を図ることとしてはどうか。
	52	遊漁船の船長の資格には特段の定めがなく、下位免許や経験不足の操船技術が未熟なものであっても船長となれる。遊漁船のための特殊免許の創設、上位免許や実務経験を要件として追加する。
	53	自動車免許証のような遊漁船業務主任者資格の証明書をつくり、どこでも遊漁船業務主任者として船に乗れる制度を創設してはどうか。
	54	<基準> 船舶安全法違反(法第6条第1項5号に該当する者)により業務停止命令期間中の者でも遊漁船業務主任者として遊漁船に乗船し、業務している実態があるので、当該者が遊漁船業務主任者として業務を行うことを排除するため、遊漁船業務主任者の要件に「遊漁船業者の登録拒否要件に該当しないこと」を追加してはどうか。(4件)
	55	遊漁船業務主任者が操縦者となっている場合がほとんどであることから、遊漁船業務主任者の要件として「特定免許」の取得を義務化すべき。
	56	海洋関係法令や地域ルールを理解に乏しい者の参入が多くなっているため、遊漁船業務主任者の資格を厳しくするべきではないか。

	<p><有効期間></p> <p>57 遊漁船業者と遊漁船業務主任者にとって分かりやすい制度とするため、遊漁船業務主任者講習の受講修了証明書の有効期間の起算日を、登録の更新(法第3条第4項)と同様に、「有効期間の満了の日の翌日から起算する」とことすべき。(4件)</p>
	<p>58 有効期間の満了前の受講が困難な者もいるので、自動車運転免許のように期間満了後も一定期間更新の講習を受講できるようにすべき。(2件)</p>
	<p><講習></p> <p>59 講習の実施主体の多くは、都道府県となっている現状がある。国は、例えば(財)日本船舶職員養成協会等に働きかけ、育成するなどして、全国的な講習実施体制を構築して都道府県の事務軽減を図るべき。</p>
	<p>60 遊漁船海難の削減に向け、事故防止等の実務的、かつ、効果的な講習を実施したいので、視聴覚教材の整備をお願いしたい。(2件)</p>
	<p><更新></p> <p>61 5年間事故等がない「優良な遊漁船業務主任者」の場合は、自動車の運転免許のように講習の更新を簡素化し(講習の免除、時間の短縮、内容の簡略化等)、適正な遊漁船業務の遂行を促す仕組みとすべき。(4件)</p>
	<p><実務研修></p> <p>62 遊漁船業務主任者が実施する実務研修のレベルは、研修実施者の素質や能力、意欲によって格差が大きくなることが懸念されるので、国において統一的な研修計画・カリキュラムや研修内容(必修事項など)を定め、実務研修のレベルの確保を図るべきである。(2件)</p>
	<p>63 実務研修には、時間(1日5時間以上、10日間以上)についての基準があるだけなので、遊漁船の形態(船釣り、瀬渡し等)に応じた具体的なプログラムを策定すべきである。</p>
	<p>64 実務経験、研修の証明書(様式第三号)は、それぞれ分ける等して、もっと書きやすいものに。実務経験の証明は、日を特定する必要がなければ、「1年以上の実務経験がある。」ことの証明にしたらどうか。</p>
	<p><その他></p> <p>65 外国人釣り人だけを受け入れるために日本語を全く話すことができない者が遊漁船業務主任者として雇われている。海難等が発生した場合、関係機関と連絡が取れないことも考えられ、利用者の安全確保をする上で問題ではないか。</p>
	<p>66 遊漁船業務主任者の実態、有効性に係る検証の必要性がある。(増田)</p>
	<p>67 定期研修会の参加を義務化し、法令遵守の意識を高め、これを通じ組織化の推進を図る。(来田)</p>
13条(気象情報の収集等)	<p>68 業務規程別表6の出航中止等基準について、「海上警報(波浪、風、霧等)」など気象庁用語ではないものがあり、遊漁船業者や遊漁船業務主任者の判断に混乱を生ずるので、統一すべきである。</p>
14条(利用者名簿)	<p>69 「利用の開始年月日と終了予定の年月日」だけでは事故発生時の運航情報としては不足しているので、乗船時刻と下船予定時刻を追加すべき。</p>
	<p>70 緊急時の連絡手段を確保するため、記載事項に電話番号(緊急連絡先、携帯電話番号)を追加すべき。(2件)</p>
	<p>71 利用者名簿でライフジャケット着用のチェックをしてはどうか。</p>
	<p>72 利用者名簿の他に顧客名簿(会員名簿)を常時整備している遊漁船業者の場合、顧客名簿に利用者の住所、性別、年齢が記入してあれば、利用者名簿記載事項の一部(住所・性別・年齢)の記入を省略することとしてはどうか。</p>

15条(周知させる義務)	73	人工漁礁周辺の遊漁禁止の漁場利用協定を知らなかった他県の遊漁船業者が地元漁業者とトラブルとなっている。地域ルールを広く遊漁船業者に広める仕組みを考えるべきである。
	74	渡船による磯釣りについて、他県からは地元ルール(撒き餌の禁止)を守らない。遊漁船業者による釣り人に対する指導を徹底させるべきである。
16条(標識の掲示)	75	小型船や船外機船で営業する場合、現行規格(別記様式第7号、8号)の標識を掲げるスペースがないので、サイズの見直しを検討すべき。(3件)
	76	保険を更新しても変更届を忘れている者が多く見受けられるので、登録票に保険期間を記載する欄を設け、遊漁船業者に注意を促すこととしてはどうか。
17条(名義の利用等の禁止)	77	届出制から登録制に変わり秩序が保たれると思っていたが、現状はそうっていない。名義貸しにより登録番号をもらって営業している事例もあると聞いており、規制すべきである。
18条(業務改善命令)	78	法第6条の規定により、2年間登録拒否の遊漁船業者が、他の遊漁船業者の遊漁船業務主任者として選任されている場合、この遊漁船業者に対し、業務改善命令により、解任(あるいは選任の拒否)を命じるべきではないか。
19条(登録の取消等)	79	第6条第1項第5号(登録拒否要件)に規定する法令違反について、警察あるいは海上保安部が登録拒否要件に該当する違反を摘発した場合、速やかに行政処分の検討に資するため、検挙事実や司法処分確定の日などの情報を入手できる連絡体制を整備すべきである。
その他	80	遊漁船業団体の指定取消に関して、当該団体が解散した場合などに職権で取消することができる旨の規定を設けるべき。
	81	遊漁船業者の仲間でチェックする団体業務が必要。全釣連は、保険の加入義務から団体を作った経緯があり、法律を守るための団体が欲しい。都道府県が指導することが必要。
	82	遊漁船業者を組織化することにより安全対策を講じる場合、有効である。(増田) 団体化を促進し、年に1回以上安全講習会を開催する。(下川)
	83	漁協に所属していれば遊漁船組合の所属となるが、PBなど専門業者の組織化が必要。(米山)
	84	組織化や安全対策漁場利用などにおいて、優良な団体、遊漁船業者が評価されるシステムがあってもいいのではないか。(宮澤)
	85	釣り人が遊漁船業者を評価する仕組みを作るべきである。
	86	利用者の安全の確保のため、体の不自由な者が乗船する場合はサポート人を乗船者の判断で同乗させなければならない旨規定してはどうか。
	87	遊漁船に照明灯も、無線もない、携帯の電池も切れていた。安全設備の指導をお願いします。
	88	規則第1条第5項の「歩行徒手採捕」を調整規則例の「徒手採捕」にすべきではないか。
	89	資源管理の面から、採捕を制限する規定を盛り込んでほしい。
	90	資源管理の面から遊漁船における繁殖期の釣果制限等をもう少しうまくやれないものか。(來田)
	91	遊漁者は放流魚の協力金を払うのだから、収支等を明らかにしきちんと管理して欲しい。(秋月)
	92	マイボートが増えれば遊漁船業が廃業に追い込まれる。(芳野)
	93	海区漁業調整委員会には遊漁代表者がいない。遊漁者が発言できるのは海面利用協議会だけ。遊漁者の団体化を促進し、意見交換の場を含めて、遊漁者の意見が上がる仕組みが必要。(秋月)
94	PBが漁船登録し、JCIの検査を逃れる者がいる。(宮原)	

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会 取りまとめ(案)

1. 法改正の経緯

平成元年に施行された遊漁船業の適正化に関する法律(以下「遊漁船業法」という。)は、遊漁船の利用者の安全や漁場の安定的な利用関係の確保に一定の役割を果たしてきたが、十分な安全対策が徹底していないことによる事故や、漁業者との漁場利用をめぐるトラブル等が多発し、規制の強化が求められるようになった。

このため、水産庁長官の諮問機関である海面利用中央協議会の下に遊漁船業部会が設置され、有識者により、遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護、資源及び漁場の適正利用に関する課題への対応を中心に、法制度及び関連施策のあり方について検討がなされ、提言が行われた。

この部会の提言を踏まえ、改正法が平成14年6月に成立し、平成15年4月に施行された。改正の概要は以下のとおり。

(1) 事業参入規制(届出制から登録制)

都道府県知事による登録制とし、一定の基準を満たさない者に対する登録の拒否や事業停止、登録の取消、営業所及び遊漁船ごとの標識掲示、名義使用の禁止

(2) 業務規程作成の義務付け

利用者の安全の確保、利益の保護及び漁場の安定的利用の確保に関する事項を定める業務規程を作成及び都道府県知事への届出

(3) 遊漁船業務主任者の選任

利用者が安全に水産動植物の採捕するために遵守すべき事項の説明等を業務とする遊漁船業務主任者の選任

(4) 損害賠償の備えの義務付け

利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約等への加入

(5) 水産物の採捕に関する規制の周知の義務付け

案内する漁場における規制の内容の遊漁船利用者への周知

2. 法律の見直しについて

改正法附則第5条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法第2章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、平成20年4月1日に改正法の施行から5年が経過した。

本検討会は、水産庁資源管理部長の要請を受けて、遊漁船業法の実施状況について検討し、遊漁船業の今後のあり方及び施策の方向について提言を行う。

遊漁船業法の実施状況並びに今後のあり方及び施策の方向(案)

事項	遊漁船業法の実施状況	遊漁船業法の今後のあり方及び施策の方向
(1) 制度全般について	<p>① 改正法施行前、遊漁船業者の届出数は、37,000業者であったが、登録制となって16,000業者となり、実働数が把握できるようになった。 都道府県知事により、損害賠償措置が不十分な者の登録の拒否や、虚偽の申請をした者の登録の取消等が行われる等、事業参入規制として所要の機能を果たしている。</p> <p>② 遊漁船に関する海難事故は、台風被害の多かった平成16年をピークとして、以降は減少傾向にあるが、毎年数名の死者・行方不明者が発生し、特に平成18年には7名が死亡・行方不明者となる重大海難が発生している。 このような状況から高等海難審判庁は、業務規程遵守の指導による海難防止を水産庁に求めており、遊漁船の利用者の安全確保に関しては、海難及び人身事故の減少に向け、引き続き課題とする必要がある。</p> <p>③ 改正法施行前、損害賠償保険への加入は40%であったが、損害賠償保険の加入義務化により、一人当たりのてん補限度額3000万円以上の保険契約が行われている。 遊漁船業務主任者の選任、利用者への採捕規制の周知義務等により、遊漁船利用者の違反採捕は、改正法施行後6件と、以前(平成元年～平成13年で75件)より大幅に改善されていると考えられる。 また、漁場利用協定の締結数も年々増加しており(平成13年32件→平成19年75件)、安定的な利用関係のための環境整備が進んでいる。</p>	<p>① 改正の目的の一つであった登録制度の実施による適正な業務の確保については、一定の成果が見られ、改正法による規制を継続すべきである。</p> <p>② 遊漁船利用者の安全の確保については、一定の成果が見られるものの、さらなる成果を社会的に求められており、引き続き安全に係る業務規程の充実及び業務規程遵守励行を図るべきである。</p> <p>③ 改正法の目的の一つであった利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保については、一定の成果が見られる。改正法による規制を継続すべきである。</p>
(2) 登録の実施について	<p>① 登録を受けずに遊漁船業を営み摘発された事例がある等、制度が十分に浸透していない面も見られる。</p> <p>② 瀬渡しを行う遊漁船は、民間保険の場合、乗客損害の他瀬渡し特約に加入する必要があるが、登録申請書においては瀬渡し業務の有無を記載することになっていないため、知事が申請を受け付ける際に、指導できない場合がある。</p>	<p>① 遊漁船業者への立入検査等を通じて制度の周知を促すとともに、利用者へは制度の理解を深めるような普及啓発を図ってはどうか。</p> <p>② 遊漁船業を営もうとする者が、瀬渡し業をするかどうかにより損害賠償措置に相違が生じるため、遊漁船業者登録申請時に、遊漁形態の情報を収集してはどうか。</p>

	<p>③ 遊漁船業者は損害賠償保険の期間を登録することになっているが、保険期間は1年契約となっていることが多いにもかかわらず、保険が更新された際の登録変更がなされない例が多く見られている。</p>	<p>③ 損害賠償保険は一年契約が多いことから、保険の更新漏れや、更新後の変更届の未提出を防ぐため、遊漁船業者登録票に保険期間の欄を設けるなど、保険の更新及び変更届の提出を行わせる措置を講じてはどうか。</p>
<p>(3) 遊漁船業者登録簿について</p>	<p>登録の名簿が県庁や県の地方事務所に備え置かれており、半数の都道府県で閲覧の実績がある。 一方、複数の地方事務所で登録を受け付けている場合等に、それぞれの事務所に向かないと遊漁船業者登録簿の閲覧ができないなど、利用者の安全の確保及び利益の保護の観点から改善すべき点がある。ホームページに遊漁船業者名を掲載しているのは5府県にとどまっている。</p>	<p>利用者等が、登録業者を簡単に検索できるよう、遊漁船業者名をホームページ上で公開促進すべきである。</p>
<p>(4) 業務規程について</p>	<p>① 出航等中止基準の設定を義務付けているが、各業者が、個別の判断により設定しており、同一地区、同一遊漁船規模であるにもかかわらず、相当の差異があるケースがある。不適切な基準となっている場合には、重大事故の要因となることから、速やかに対策するべきである。</p> <p>② 遊漁船業の営業形態は釣り船や瀬渡し等多岐にわたっている。</p> <p>③ 都道府県等による遊漁船業務主任者講習や全国協会が支援する安全講習会により、業務規程の遵守を図っているが、業務規程が遵守されないことを原因として重大海難が発生している。</p> <p>④ 船長及び業務主任者の遵守事項として、12歳未満の小児が乗船する場合及び気象海象等の状況が悪化している場合に利用者にライフジャケットを着用させることを定めているが、遊漁船における救命胴衣着用率は低く、また、釣り中の海中転落事故が発生している状況である。</p>	<p>① 出航等中止等基準を地区ごとに定め、遊漁船の規模ごとに同一とすることを促進する等により、海域の実態に即した基準となるよう措置するべきである。</p> <p>② 業務規程の内容の大半が共通事項となっているが、遊漁船業の業務実態に即し、必要に応じて業務規程を見直すとともに、指導・助言すべきである。</p> <p>③ 業務規程の遵守を励行するため、都道府県及び遊漁船業関係団体の取組に加え、遊漁船業務主任者自らによる点検・評価を促すような仕組みの導入について検討するべきである。</p> <p>④ 遊漁船におけるライフジャケットの着用率を高めるため、海上運送法に係る安全運航規程例と同様に、業務規程に暴露甲板における救命胴衣着用の努力義務を明記してはどうか。</p> <p>⑤ 船外へ転落した場合の連絡手段として携帯電話用防水パックの利用等を推奨してはどうか。</p>

(5) 遊漁船業務主任者について	<p>改正法施行後5年間で全国のべ38,000名(うち2回目の受講者を含む。)が遊漁船業務主任者講習を終了した。遊漁船業務主任者の制度は、円滑に導入されるとともに遊漁船の事故の防止や遊漁船利用者に対する採捕規制の周知等に有効であったと考えられる。他方、5年間の制度運用の結果、選任の基準等について見直すべきと指摘もなされている。</p>	<p>① 遊漁船業者として、登録拒否または登録取り消し要件に該当する場合でも、遊漁船業務主任者として選任されることは可能となっている。遊漁船業務主任者選任の基準を再検討してはどうか。</p> <p>② 遊漁船業務主任者の講習の有効期限の起算日が修了証明書交付の日とされるのは、利便性を欠くため、遊漁船業者登録更新の期日と関連付け、受講者の利便を図ってはどうか。</p> <p>③ 遊漁船業務主任者としての安全等の意識を高めるため、遊漁船業務主任者講習以外に安全講習等の受講機会を増やすべきである。</p>
(6) 利用者名簿について	<p>海難が発生した場合、利用者の数や利用者名等を迅速に把握し、捜査・救助に役立てようとするもので、利用者の氏名、住所、性別、年齢等を記載することとしているが、緊急時におけるスムーズな対応を確保するための記載内容の見直しが必要である。</p>	<p>海難等の事故発生時に必要な情報として、利用者名簿に乗下船予定時刻や事故時の連絡先を追加してはどうか。</p>
(7) 周知させる義務について	<p>遊漁船業者が利用者に対して、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知することを義務付けたもので、遊漁船の利用者の違反採捕の減少等に効果があったと考えられる。しかしながら、営業所のある都道府県とは別の都道府県の漁場に案内する場合等の周知について、必ずしも適切に行われていないケースが生じている。</p>	<p>遊漁船業者が案内する漁場の使用に関する規則等の内容を、関係都道府県から当該遊漁船に対して確実に周知する方策を検討すべきである。</p>
(8) 標識の掲示について	<p>標識は、利用者及び利用しようとする者が利用する遊漁船業者の営業所や遊漁船が、遊漁船業法に基づく登録を受けているかを容易に判別できるように掲げるものである。</p> <p>掲示すべき大きさを定めているが、船外機船などの小型船においては掲示スペースが限られることから、利用者が見やすい場所に掲示できない場合や、物理的に掲示が困難な場合がある。</p>	<p>遊漁船業者登録票を利用者が見やすい場所に掲示できない場合や、物理的に掲示が困難な場合について、利用者が登録票の記載内容を容易に認識できるようにする方策を検討してはどうか。</p>
(9) 遊漁船業団体について	<p>都道府県が指定した遊漁船業者の組織する団体を通じて遊漁船業の適正な運営、漁場利用の適正化、利用客の苦情処理等を推進しようとするもの。団体の指定数は、横ばい状態である。</p>	<p>遊漁船業の適正な運営の確保や漁場利用の適正化のためには、遊漁船業団体による取り組みが有効であることから、遊漁船業者の組織化が必要である。</p>